



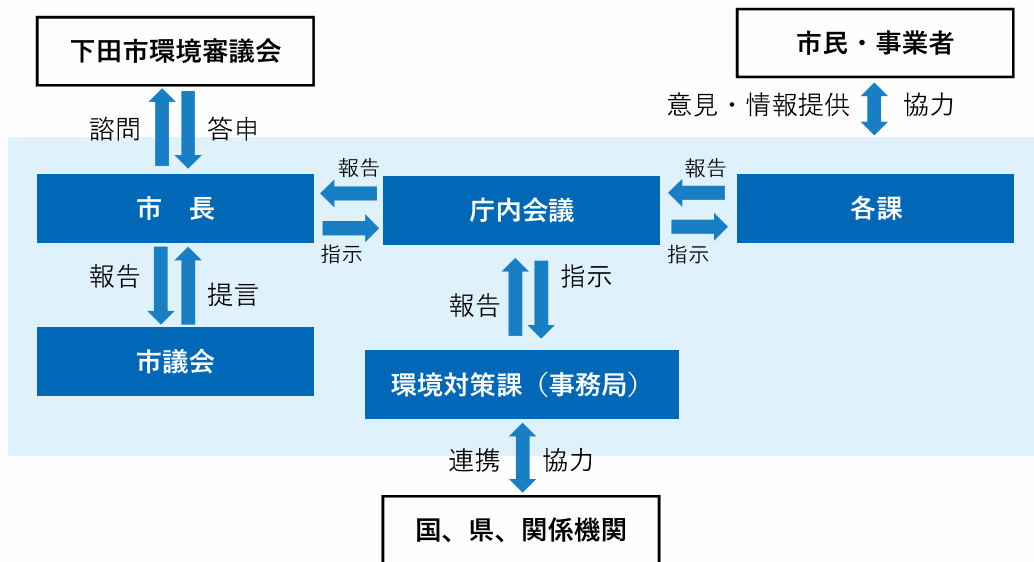
第 6 章

計画の推進体制と
進行管理

第1節 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

計画の推進体制は以下とします。
また各主体やそれぞれの役割を明確にします。



(2) 各主体・組織の役割

① 市

本計画の策定及び市の施策・事業を実施し、その進行管理を行うとともに、市民、事業者等と連携した活動を実施し、また支援・協力します。

② 市民

自分たちの生活する本市の環境をよくするため、環境負荷の低減と良好な生活環境の維持に努めます。また、子どもたちへの環境教育を行うことで、将来にわたり良好な環境を維持します。

③ 事業者

事業活動を行うに当たり発生する環境負荷の低減を図り、地域へ良好な環境を提供する社会的な責任を認識し、事業活動を行います。また清掃活動などの地域活動に積極的に参加します。

④ 環境審議会

本計画の進捗管理は、毎年、環境審議会に報告され、委員の審議を受け、それを反映した計画を立てて運営されます。

⑤ 庁内会議

本計画は市全体で取り組むものであるため、関係各課による庁内会議を行い、各課の進捗管理を環境対策課が行います。

⑥ 各課（学校教育課、観光交流課、企画課、建設課、財務課、産業振興課、生涯学習課、市民保健課、生涯学習課、上下水道課、防災安全課、環境対策課）

対象となる各課は、本計画に記載された市の施策・事業を実施・運営します。ただし、上記以外の課においても、業務の中で環境への取組を実施します。

⑦ 環境対策課（事務局）

本計画の事務局は環境対策課が担います。

第2節 / 計画の進行管理

本計画の進行管理は、以下に示すとおりPDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルで実施します。

Plan「計画」

市は毎年度、見直しの結果を受けて「市の取組」にある施策・事業を確認し、場合によって内容を修正の上、計画を作成します。

Do「実施」

計画した市の施策・事業を市民や事業者と協力して実施します。

Check「検証」

計画し実施した施策や事業の結果を数値として取りまとめます。結果は報告書として取りまとめ、庁内会議、環境審議会ですれぞれ報告し、ホームページなどで公表します。

Action「改善」

庁内委員会、環境審議会での点検、評価や市民・事業者からの意見を踏まえ、市の取組の見直しを行います。

